

改正精神保健福祉法に関するQ&Aについて(その2)

番号	項目番号	項目名	分類	Q: 疑問点	回答
1	1	保護者制度の廃止関係	病院対応	措置入院で入院中の患者が退院する場合、家族が受け入れ拒否をした場合の対応は？	グループホーム等の福祉サービスとの連携を検討されたい。
2	1	保護者制度の廃止関係	現在入院中	現在入院中である患者の保護者への保護者制度廃止のお知らせは必要か？。また、統一化されたお知らせ文などは出ないのか？	自治体から配布される改正法の周知用のリーフレットを活用いただき、周知を図っていただきたい。
3	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	身分確認	本人確認について同意を得る際に、運転免許証や各種医療保険の被保険者証等の提示による本人確認を行うことが望ましいとされているが、本人の身分証明書を持っておらず、確認が取れない場合の取扱について。	その場では、口頭で本人確認した上で入院させても差し支えないが、その後速やかに身分証明書等で確認することが望ましい。
4	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	扶養義務者	医療保護入院の同意者については、直系血族、兄弟姉妹以外の3親等しかない場合については、その存在の確認が取れても、扶養義務者の選任を受けていなければ、扶養義務者はいないものとして、市長同意は受けて頂けるのか？	お見込みのとおり。
5	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	扶養義務者	扶養義務者の選任を受ける場合において、直系血族、兄弟姉妹以外の3親等が家庭裁判所で扶養者の選任を受ける場合、選任がおきるまでの間の同意はどうするのか？(その間の市長同意は可能か？また旧33条2項の様な措置があるのか？)	都道府県等に対するQ&Aの間3-5を参照いただきたい。
6	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	扶養義務者	同意書の中の、本人との関係を示す中に家庭裁判所が選任した扶養義務者とあるが、この項目に該当するのは直系血族以外の3親等(叔父・叔母・甥・姪等)が同意を与える場合をいっているのか？それとも直系血族の3親等でも家裁への選任が必要になるのか(選任が必要であるとしたらなんの事件申し立てになるのか？)→もし直系血族以外の3親等の者になる際にこれまで通り扶養義務者指定の申し立てを家裁に行い扶養義務者指定の審判がおこなわれるまでは市長同意の形をとるのか？	家裁による扶養義務者としての審判が必要なのは、直系血族及び兄弟姉妹以外の3親等以内の親族である。後段のご質問については、都道府県等に対するQ&Aの間3-5を参照いただきたい。
7	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	扶養義務者	別紙6、9について。現行の家庭裁判所で選任された保護者はその他の家族等と同じと考えて良いのか？後見人又は、保佐人と近いものとするのか？	改正後においては、家族等における優先順位はなく、改正前における保護者の判断が他の家族等に優先することはない。
8	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	病院対応	本人と家族の関係が悪い人が同意し無理矢理入院させるケース(本人を陥れるような)が起りやすくなるのではないのか？そのような場合も他の家族(本人と関係が良い人)が退院請求するしか防ぎようがないのか？	医療保護入院に当たっては、精神保健指定医による医療及び保護の必要性の判定が行われているところであり、少なくとも医療及び保護の必要性のない者が医療保護入院となることはないと考えられる。
9	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	病院対応	措置入院から医療保護入院に切り替える際、家族がいるが同意が得られない場合、退院となるか？精神症状が残存しており、住居のないものはどこに退院するのか？	御指摘の場合に、家族等が同意しないときは、医療保護入院とすることはできない。住居に帰れない場合については、グループホーム等の福祉サービスとの連携を検討されたい。
10	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	病院対応	睡眠薬等を大量服薬し、意識障害がある患者が救急車にて搬送された時、家族がその場にはいない場合は、医療保護入院が出来ないと思います。その際、入院を断るのは病院としてはどうかと思われるのですが。(ちなみに当院は応急指定病院ではありません。)	応急指定病院での応急入院を行う等の対応を検討されたい。

11	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	病院対応	病状説明や治療相談の窓口は従来保護者であったが、4月以降はどうすれば良いのか？。入院同意者や家族等の中の主介護者を窓口にする等の病院独自のルールを作っても問題はないか？。	病状説明や治療相談については、他の診療科における取扱いと同様の取扱いとされたい。
12	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	同意者要件(養子縁組)	子が他人と養子縁組をしている場合、実親が同意者になれるのか？	養子縁組の場合については、実親との親子関係が存続するため、実親も同意者になることができるが、特別養子縁組の場合は、親子関係がなくなるため実親は同意者となることができない。
13	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	同意者要件(養子縁組)	他人と養子縁組した患者の血縁者(親、兄弟)は、医療保護入院の同意者になりえるか？	養子縁組の場合については、縁組前の血族との血族関係が存続するため、実親も同意者になることができるが、特別養子縁組の場合は、縁組前の血族との血族関係がなくなるため実親は同意者となることができない。
14	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	同意者要件(未成年)	未成年者が婚姻している場合、成人と同等に扱い同意者として適当か？又身分証等の提示は必要か？	婚姻していた場合、未成年者であっても同意者となることができる。この場合も、本人確認の観点から運転免許証等を確認することが望ましく、また、同意書において、余白にその旨を記載することとされたい。
15	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	同意者要件(未成年)	医療保護入院において、家族等の同意を要件とあるが、その家族等が未成年者しか？いない場合、その者の同意でもよいのか？。また何歳か？ら該当になるのか？。	未成年者(婚姻している場合を除く。)は同意者にはなりえず、家族等には含まれない。
16	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	同意者要件(未成年)	医療保護入院届け添付書類で同意書、入院治療計画書以外に、未成年者の入院時に親権者が離婚や死亡等で不在時の場合にこれまでと同様に戸籍謄本の提出が必要でしょうか？。	御指摘の取扱いは都道府県が定める規定に基づく取扱いと推測されるため、都道府県に問い合わせいただきたい。
17	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	同意者身分確認	入院同意者の家族関係の確認について。続柄を保険証や運転免許証等で確認するのは困難。どのように確認をとるのか	同意書への記載に基づく申告により確認いただきたい。
18	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	同意者身分確認	医療保護入院に同意をした家族等の身分証明書等を確認した場合、入院届、同意書を役所に提出する時に身分証明書の控えを添付しなければならないか？	特段の義務はなく、控えの添付がなくても差し支えはないが、トラブル防止の観点からは添付いただくことが望ましいと考える。
19	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	同意者身分確認	過去に保護者の選任を受けている場合や後見人・保佐人の場合、審判書や登記事項証明書の添付は全く必要ないということで良いのか？	改正前の添付書類についても、都道府県により取扱いが定められているものと承知しており、都道府県に取扱いを問い合わせいただきたい。
20	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	同意者身分確認	家族等が「心神喪失」で意思を表示することができないことを確認するために、診断書は不要とのことだが、具体的にどうすればよいのか？(証明の方法)	具体的な証明の方法は各市町村において判断いただくこととしているが、その際何をもって判断したかを記録しておくことが望ましい。
21	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	同意者身分確認	家族等の同意による医療保護入院が成立した後、家族と名乗った者が要件を満たさなかった場合、遡って違法な措置となるとの疑義解釈が出されているが、その際の医療機関、精神保健指定医は法律上の罰(監禁)に問われることがあるのか？また、警察等の捜査対象となることがあり得るのか？	個別具体的なケースにより異なるところであり、一概に回答することは困難であるが、基本的には、同意書の記載が運転免許証等の提示により適切に確認されていれば、医療機関及び精神保健指定医が刑法上の責任を負うことはないと考えている。

22	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	書類	家族一人の同意(電話確認)にて医療保護入院としたが、海外出張・遠方などですぐに来院できないため同意書・入院診療計画書の添付が期限に提出できない場合はどのように対応すればよいのか？	同意の意思を確認した上で、同意書を添付できない理由を入院届に記載していただき、同意書の提出が可能となった段階で、速やかに同意書を提出いただきたい。なお、この場合の入院届に添付する入院診療計画書の写しは家族の署名がないもので差し支えない。
23	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	書類	医療保護入院での家族等の同意とありますが、入院届を提出する際に家族の証明となる書類を添付する必要はないのでしょうか？	同意書による申告により家族等であることが確認されていれば差し支えないものとしているが、各都道府県において規定をしている場合があるため、各都道府県に問い合わせいただきたい。
24	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	書類	入院届に添付する入院診療計画書にサインしてもらう家族とは同意者と同一である必要があるのか？また、必ずサインが入ったものでなければいけないのか、サインは直筆の物でなければいけないのか？	必ずしも同一である必要はない。また、入院診療計画書のサインについては、医療法及び診療報酬上の取扱いに従われない。
25	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	書類	医療保護入院の入院届に入院診療計画書を添付することとされている。治療上、病名告知の配慮から入院診療計画書には確定診断を記載しない場合もある。提出にあたり入院届の病名と入院診療計画書の病名が一致していなくても差し支えないか？	入院診療計画書については、医療法及び診療報酬上の取扱いに従われない。
26	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	書類	「医療保護入院同意依頼聴取票」の『聴取者』とは、誰を想定したのでしょうか？診察をした医師、予診聴取を行った看護師、PSW、または事務職員でも聴取者になり得るのでしょうか？	市町村の担当者が想定されている。
27	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	書類	これまで(現行法の間)にとってもらっている審判書は今後、全く必要なくなってくるのか？	直系血族及び兄弟姉妹以外の3親等以内の親族が保護者となっている場合、当該親族は扶養義務者としての審判を受けており、当該審判に基づき改正後の家族等に含まれることとなるため、従前の審判における審判書を保有されている場合は、引き続き保有いただきたい。
28	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	書類	入院診療計画書の治療期間の数は入院した日にちではなく月で数えるのか？	日単位及び月単位のいずれでも差し支えない。
29	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	書類	告知受領書はどの病院も使用しているのか？	各病院による取組であり、厚生労働省に一律に取扱いをお示ししているものではないため、把握していない。
30	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	書類	同意書には署名が必要か、記名・押印でもよいのか。	記名・押印でも差し支えない。
31	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	書類	家族等の全員がその意思を表示することができない場合(B-10)についてたとえば入院時の家族等が一人で、口頭で同意確認できたが身体障害により同意書への署名・捺印ができない場合は、同意書の代筆と代捺印は認められるのか？	そのように取り扱っていただいて差し支えない。その際、身体障害のため署名・捺印ができない旨を同意書に記載しておくことが望ましい。

32	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	口答同意	医療保護入院の同意に関して電話連絡等によってその同意の意思を確認し、追って同意書を提出する取扱いで可能との記載がありました。電話で同意をしたが考えられます。そのような場合には同意書の提出ができませんが、どのように対処すればよいのか。家族の来院がない等で同意書の提出ができない場合はどうすればよいのか。	Q&A問2-10と同様の取扱いをしていただきたい。なお、同意書の記載を得られない場合については、電話にて同意を確認した旨を入院届及び診療録に記載されたい。
33	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	後見人	4月1日以後、医療保護入院に同意する家族が後見もしくは保佐を受けていないということはどのような方法で確認するのか？	同意書による申告事項として、家族等の欠格条項に該当しない旨を申告いただくこととしており、同意書により確認いただきたい。
34	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	後見人	医療保護入院時の同意者の関係確認について後見人・保佐人についてはこれまで通りの選任審判を示す書類の提示が必要か？	各都道府県において取扱いを定めているところであり、各都道府県に確認されたい。
35	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	現在入院中	平成26年4月1日以前から、市町村長同意にて医療保護入院されている方に関する取扱いについてどう行うのか？退院となってしまうのか？	改正法附則第2条第1項に基づき、改正後の法第33条第3項により入院したものとみなされることとなる。
36	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	家族等の範囲	法定後見人は家族等に含まれるか？	含まれる。
37	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	家族等同意拒否	疎遠の家族で連絡先がわかり、その家族が関わりを拒否し入院について同意も反対もされない場合、市長同意には該当しないと考えられるため、入院させることはできないのか？	お見込みのとおり。
38	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	家族等同意拒否	絶縁状態の家族しか存在せず、入院の同意が得られない場合で明らかに病状悪化が認められる際には、在宅での経過観察を市町村の精神保健相談員の方をお願いすることができるのか？	市町村の担当者にお問い合わせいただきたい。
39	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	家族等同意拒否	家族等が「行方の知れない者」で、市町村長同意の医療保護入院した患者。入院後家族と連絡がとれたが、「かかわりたくない」と入院同意に拒否した場合に市町村長同意の入院を継続してよいのか？	当該入院を継続して差し支えない。
40	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	家族等同意拒否	医療保護入院が必要と精神保健指定医が判断した場合であっても、家族の誰一人も同意されない場面は必ずあると考えられる。判断能力に欠ける家族しか3親等以内の家族がいない場合であって、医療保護入院を成立させる方法はなく、たとえ外来受診後に状態悪化が予想される場合であっても、医療機関側はどうすることもできないと考えてよいのか？	判断能力に欠ける家族が心身喪失等に該当する場合には、「意思を表示することができない場合」に該当するものとして、市町村長同意による医療保護入院を行っても差し支えない。また、当該家族が「意思を表示することができない場合」に該当しないときは医療保護入院を行うことはできず、その際は市町村や福祉サービスとの連携を図っていただきたい。
41	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	家族等同意拒否	市町村同意で入院した後に家族等が見つかり、その家族等が入院について反対又は同意を拒否した場合は要入院状態でも速やかに退院してもらえないのか？	引き続き入院医療が必要である場合は、必ずしも退院させる必要はなく、入院を継続して差し支えない。この場合、当該家族等に入院医療の必要性等について十分な説明を行った上で、依然として反対の意思を有するときは、都道府県知事(精神医療審査会)に対する退院請求を行うことができる旨を教示することとされたい。

42	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	家族等口答同意	平成26年2月12日事務連絡(厚労省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課発)のQ&A(問2-4)の答えについて「家族等」が遠方の場合等においては、電話連絡等によってその同意の意思を確認し、追って同意書を提出していただく取扱いとして差し支えない。 →この場合、同意書様式に示されている日付欄に記入するのはどちらか。 ①電話連絡等によってその同意の意思を確認した日付。 ②追って来院した日付。	①電話連絡等によってその同意の意思を確認した日付を記入することとされたい。
43	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	家族等口答同意	受診時家族が同伴していない。電話で医療保護入院の同意を得たが、翌日入院し昨日の同意を撤回し同意書に記名してもらえない。	Q&A問2-10と同様の取扱いをしていただきたい。なお、同意書の記載を得られない場合については、電話にて同意を確認した旨を入院届及び診療録に記載されたい。
44	2	医療保護入院の同意に関する運用関係	家族等意見相違	入院が必要だけれども、家族が金銭的に困難で入院させられない、と言っているが、金銭的に関与していない別の家族が入院に同意していたら、入院させても良いのか？家族同士の話し合いが済むまでは入院を止めた方が良いか？	家族等のうちいずれかの者の同意があれば、医療保護入院を行うことは可能である。なお、医療費の支払いに係る判断は当該医療機関の判断によるところであり、一概に判断をお示しすることは困難である。
45	3	市町村長同意関係	書類	市長村長同意について市長村長同意を行う際に、「家族等の全員が意思を表示することが出来ない場合」とされている。今までは医療保護入院同意依頼聴取票に病名等を記載していたが、今後もその方法で良いか？	医療保護入院同意依頼聴取票については改正をおこなっており、従来どおりの取扱いとしていただきたい。
46	3	市町村長同意関係	同意者変更	現在保護者死亡後、選任されるまでの間は市長同意を依頼していたが4/1からは家族等の同意書をすみやかにとり提出で良いのか？変更届など必要ないのか？	改正法施行後においては、保護者制度が廃止されるため、同意書の取り直しや変更届の提出は必要ない。
47	3	市町村長同意関係	書類	市町同意の解除届けは従来の書式で良いのか？	改正法施行後においては、保護者制度が廃止されるため、市町村長同意により医療保護入院となった場合の市町村長は、退院等の請求権を有するのみであり、その後家族等の存在を把握した場合も特段の手続は必要ない。
48	3	市町村長同意関係	市町村長同意要件	三親等以内の家族で裁判所で選任を受けないといけない場合、選任されるまでの間は、市長同意と考えて良いのでしょうか？	Q&A問3-5を参照いただきたい。
49	3	市町村長同意関係	市町村長同意要件	家族等が不在で後見人のみの場合、1)後見人が入院に同意しない場合、2)後見人が意見を述べない(意思表示をしない)場合、については区市町村長同意の対象となるのか？	1)、2)ともに医療保護入院を行うことができない。
50	3	市町村長同意関係	市町村長同意要件	扶養義務者である娘・息子が破産者となったため市町村長へ保護者を変更している場合、保護者は市町村長のままでよいのか？	改正法の施行後においては、保護者制度は廃止されることとなる。なお、市町村長同意により入院している医療保護入院者については、改正法附則第2条第1項に基づき、改正後の法第33条第3項により入院したもののみなされることとなる。
51	3	市町村長同意関係	市町村長同意要件	市町村長同意依頼時に「市町村長は住民票などにより確認を行なったうえ、同意の手続を行う」とあるが、その間、市町村長の同意は得られているのか？	市町村長による同意の意思を表示した時点で、市町村長が同意を行ったこととなる。なお、市町村長同意に時間を要する場合等においては、応急入院により対応されたい。

52	3	市町村長同意関係	市町村長同意要件	市町村長同意時、市町村が住民票などで確認した情報を病院にどこまで開示してもらえるのか？(例えば住所等)また確認する際にかかった費用は患者負担となるのか？	市町村長が確認した情報については、個人情報保護の観点から、当該個人情報の本人に提供の同意を得られる範囲で提供されることとなる。なお、確認のための費用については、市町村長に問い合わせいただきたい。
53	3	市町村長同意関係	家族等拒否	現在扶養義務者が保護者となる事を拒否しているため、市町村長同意で医療保護入院している患者。他科への転院が必要となり転院。再び精神科への再入院となる場合(医療保護入院にて)、同意についてはどうなるのか？	当該扶養義務者など家族等のうちいずれかの者からの同意を得て、医療保護入院を行うこととなる。
54	3	市町村長同意関係	応急入院	災害時の医療保護入院の取扱いについて、どう行うか？家族がいるが連絡が取れない場合など、全て応急入院で対応しなくてはいけないのか？または、市町村同意にて入院してもよいのか？	災害時における緊急の対応については、当該災害の都度お示しすることとするが、東日本大震災の際には、まずは保護者となる者を探し、扶養義務者がいる場合には法第33条第2項に基づく入院手続きを行うこととし、そのような保護者や扶養義務者を見つけることが困難な場合(保護者や扶養義務者と連絡が取れない場合等も含む。)には、市町村長同意を行って差し支えないこととした。
55	3	市町村長同意関係	応急入院	応急入院で入院した場合は、措置になるまでないが、医療と保護の必要ありと診断され、家族の意向がまとまらないまま応急入院となったが、72時間以内に家族等の同意が得られない場合はどうなるのか？(家族の存在があれば市長同意は不可との事なので、同意者なしで退院しかないのか？)	Q&A問3-3を参照されたい。
56	3	市町村長同意関係	応急入院	応急入院後「家族等」の存在が確認できたが、72時間以内に誰も入院に同意しない(反対の意思を表明するのではなく何の意思も表明しない)場合、本人の入院同意も不可の場合は市町村長同意が出来ないとされるならば、医療保護入院と同様の病状があっても本人を退院させなければならない(72時間以内)と解釈すべきか。	お見込みのとおり。
57	3	市町村長同意関係	応急入院	(問3-4)の答え、後半部分について また、家族等がいるが旅行等により一時的に連絡がとることができない場合は、当該「家族等」は「行方の知れない者」には当たらないため、この場合は、応急入院を行い、その間に家族等と連絡をとって医療保護入院の同意を得ることが必要である。 →応急入院後、結果、72時間以内に家族等と連絡がとれなかった際の入院形態の取扱いは如何。 →応急入院後、結果、72時間以内に家族等と連絡がつき、医療保護入院の同意を得ることができなかった際の入院形態の取扱いは如何。その際の入院費の支払いは誰が行うのか。 →応急入院後、結果、72時間以内に家族等と連絡がついたにも関わらず、家族等が来院せず、医療保護入院の同意書を得ることができなかった際の入院形態の取扱いは如何。	○Q&A問3-6を参照いただきたい。 ○任意入院を行うことができる場合を除き退院いただくこととなる。なお、入院費については、民法上の支払い義務を有する当該患者又はその扶養義務者が負担することとなる。 ○口頭で同意を得ることができた場合は、後日同意書を提出いただくこととして医療保護入院を行っても差し支えない。同意が得られない場合については、任意入院を行うことができる場合を除き、退院いただくこととなる。

58	3	市町村長同意関係	応急入院	精神保健指定医が医療保護入院が必要と判断したが、家族等が居るかわからない場合どのようにすればいいのか。(保健所、警察等を介さず来院され、本人が錯乱状態等で確認が取れない場合等)	本人から同意を得られる状態になく、付添人があった場合には、当該付添人から聴取出来る範囲で確認し、なお家族等の存在を把握できない場合は、市町村長同意の手続きを行っていただきたい。
59	3	市町村長同意関係	応急入院	市長同意について「一時的に連絡が取れないに過ぎない場合を除く」とあるが、連絡先を把握していても応急入院後72時間以内に家人に連絡がとれない場合も、市長同意依頼はできないのか？	Q&A問3-6を参照されたい。
60	3	市町村長同意関係	応急入院	単身で来院し、応急入院となった患者について、家族へ電話連絡すると関わり拒否。任意入院にもできず、迎えに来ない場合の市長同意依頼は可能か？無理な場合は、病院としてどのように対応すべきか？	本人が自ら医療機関で診察を受けた場合であって、入院の同意を得られる場合には任意入院になると考えられるところであり、個別具体的な状況が把握できないことからお答えすることは困難である。引き続き入院が必要な病状であり、市町村長同意が行えない場合には福祉サービスとの連携を検討されたい。
61	3	市町村長同意関係	応急入院	入院時に家族等の存在はわかっているが所在が不明、あるいは連絡方法がない場合、平成26年2月12日付の厚労省障害保健課のQ&Aでは、行方のしれない者として扱い、市町村長同意により医療保護入院可能としているが、日精協ホームページのQ&AのB-11によれば「応急入院を行って差し支えない」となっている。どちらが正しいのか。応急入院しか手段がないのであれば、精神科救急等で受診されても応急指定を受けてない病院では対応ができない。また、応急入院の72時間を経過しても連絡が取れない場合はどうするのか？市町村長同意の対象となるのか？	入院時に家族等の存在はわかっているが所在が不明、あるいは連絡方法がない場合は市町村長同意により医療保護入院を行っても差し支えない。また、応急入院の72時間を経過した場合の取扱いについてはQ&A問3-6を参照いただきたい。
62	3	市町村長同意関係	入院形態変更	患者が一旦任意入院したが、病状悪化(措置通報の症状はない)し退院要求があり医保入院へ形態変更が必要な状態にある場合、市長村長同意が行えない状態での対応はどうなるのか？仮に、医療及び保護の必要な状態にあり医療保護入院の要件の症状に該当しても、任意入院もできず市町村長同意が行えず医療保護入院にもできない状態で、病院の管理者が患者を退院させた場合は、病院は法的な責任を問われることはないのか？	市町村長同意を行えない状況にあつては、医療保護入院をさせることはできない。この場合、グループホーム等の福祉サービスとの連携を検討されたい。なお、医療及び保護の必要性がある者に対しては、入院医療を行うことが望ましいが、医療保護入院を行うかどうかの判断は精神保健福祉法上当該病院の管理者の任意とされている(入院させることができると規定されている)ところである。
63	3	市町村長同意関係	管理責任	関係機関(市役所生活保護課等)が付き添って受診され、関係機関が入院を求めた。患者本人は入院を拒否され、措置通報の症状迄はないが、医療及び保護の状態にある。入院時に市長村長同意が取れない為、医療機関が患者に対してやむを得ず入院を断り、帰宅させても医療機関が人道的・法的に責任を問われることはないのか？	Q&A問3-4を参照いただきたい。なお、「医療及び保護のために入院の必要がある者」に対しては、入院医療を行うことが望ましいが、医療保護入院を行うかどうかの判断は精神保健福祉法上当該病院の管理者の任意とされている(入院させることができると規定されている)ところである。
64	4	退院後生活環境相談員関係	手続き	H26.4以前の医療保護入院者に対する相談員の報告義務はあるのか？あるのならその書式や期限等は？	定期病状報告の際に退院後生活環境相談員の欄に記載されたい。
65	4	退院後生活環境相談員関係	手続き	退院後生活環境相談員は管理者が選任するという解釈でよろしいでしょうか。	貴見のとおり。
66	4	退院後生活環境相談員関係	手続き	生活環境相談員の登録・届出はあるのか	入院届に添付する入院診療計画書等への記載は必要だが、登録・届出の手続きは設けていない。

67	4	退院後生活環境相談員関係	選任変更	退院後生活環境相談員変更時、手続きが必要か？また、文書又は口頭で説明し、診療録にもその旨を記載されたいとなっているが、具体的にどのような記載が必要か？（記入例などはないのか？）	診療録等への記載が必要である。選任された日時、退院後生活環境相談員の氏名等、選任の事実がわかる内容を適宜ご記載されたい。
68	4	退院後生活環境相談員関係	書類	3月31日以前の医療保護入院者に関して、「退院後生活環境相談員」を選任した場合、診療録に選任した者の氏名とその旨を記載するだけでよいのか？	貴見のとおり。また、定期病状報告の際には「退院に向けた取組の状況」欄に記載していただきたい。
69	4	退院後生活環境相談員関係	書類	法施行日に既に医療保護入院している方について、退院後生活環境相談員が選任されていることが必要とのことだが、医療計画書の作成は必要ないか？患者、家族への説明方法と診療録上の取り扱い(記録内容)はどのようにするものか？	改めて入院診療計画書の作成、提出は求めている。また、退院後生活環境相談員の選任に係る手続きについては平成26年3月20日Q&A問4-3~5、4-7を参照されたい。
70	4	退院後生活環境相談員関係	書類	退院後生活環境相談員の相談内容は、「相談記録又は看護記録等に記録すること」になっているが、診療録で差し支えないか？	差し支えない。
71	4	退院後生活環境相談員関係	資格	退院後生活環境相談員を選任する場合、連名でも良いか？必ず1名だけの選任なのか？	平成26年3月20日Q&A問4-2を参照されたい。
72	4	退院後生活環境相談員関係	資格	入院後に選任された退院後生活環境相談員について、選任された相談員は診療録への記載は必要か？入院診療計画書への記載で足り得るのか？	平成26年3月20日Q&A問4-3~5、4-7を参照されたい。
73	4	退院後生活環境相談員関係	資格	退院後生活環境相談員については配置基準は常勤換算して、医療保護者の概ね50人以下を担当とあるが、この時の常勤換算はどのように算出するのか？(例)相談員として業務をした時間を病院で定めた常勤の勤務時間で割るのか？	退院後生活環境相談員の配置数は目安であり、御指摘の例のような配置数の算出方法で差し支えない。
74	4	退院後生活環境相談員関係	資格	退院後生活環境相談員として有すべき資格、厚生労働大臣が定める研修について具体的に開催時期、場所などを教えてほしい。	現時点で具体的には決まっておらず、詳細については、追って通知することとしている。
75	4	退院後生活環境相談員関係	兼務	退院後生活環境相談員をプライマリーアソシエートと複数専任するのは可能か？	平成26年3月20日Q&A問4-2を参照されたい。
76	4	退院後生活環境相談員関係	兼務	退院後生活環境相談員が医療保護入院者退院支援委員会時に出席できなかった場合、他の院内の退院後生活環境相談員で委員会を行うことは可能か？	他の院内の退院後生活環境相談員で委員会を行うことはできない。(平成26年3月20日Q&A問5-12を参照されたい。)
77	5	医療保護入院者退院支援委員委員会	地域援助事業者	地域援助事業者との連携(精神科病院の管理者の責務)について、連携のための具体的な方法についてどのような啓発がされているか。	地域援助事業者職員も対象とした研修を行っているほか、各都道府県における研修の費用の補助を行うための予算を平成26年度において確保しているところである。
78	5	医療保護入院者退院支援委員委員会	対象者	平成26年3月31日までに医療保護入院した患者について教えて下さい。 ①在院期間、医療保護入院期間に関わらず管理者が認める場合に限り委員会を開催すればいいのでしょうか？これはこの先何年後も有効でしょうか？ ②①が有効であった場合、委員会が開催されてないので定期病状報告の度に審議記録を添付することが出来ません。この場合、その都度「退院に向けた取り組みの状況欄」に委員会を開催して具体的な理由は必要ですか？それとも経過措置で開催されていないことが認められているため、特に記載しなくてもいいのですか？	①貴見のとおりであり、この取扱いに期限は設けていない。(「医療保護入院者の退院促進に関する措置について」障発0124第2号及び平成26年3月20日Q&A問5-4を参照されたい。) ②選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況等委員会以外の取組状況について記入されたい。
79	5	医療保護入院者退院支援委員委員会	定期病状報告	委員会非開催者の場合でも定期病状報告書の「退院に向けた取組の状況」欄は記載が必要か。	選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況等について記入されたい。

80	5	医療保護入院者退院支援委員会	定期病状報告	「医療保護入院者の定期病状報告書(様式19)」の記載等について上記の「医療保護入院者退院支援委員会審議記録については、定期病状報告の際に、当該報告から直近の審議時のものを定期病状報告書に添付すること。」のうち、「直近の審議時」については、届出以前で最も新しい記録を指しているかと解して良いか？また、この審議がたとえば数年前であっても、添付を要するものか？	2回目以降の定期病状報告には、医療保護入院者退院支援委員会審議記録を添付しないこととしても差し支えない。ただし、「退院に向けた取組の状況」の欄については、記載が必要であるので留意いただきたい。
81	5	医療保護入院者退院支援委員会	定期病状報告	現在1項入院から1年経過する月の末日までに定期病状報告を提出している。定期病状報告はこれまで同様1項入院から1年経過する月の末日まで提出となるのか、若しくは医療保護入院から1年経過した日となるのか？	定期病状報告の提出の期限については改正を行っておらず、従来どおり前者の取り扱いをお願いしたい。
82	5	医療保護入院者退院支援委員会	対象者	入院診療計画書での入院期間経過時に一ヶ月以内の退院が決定していたが本人の病状が悪くなり退院が延期になった場合、どのような対応になるのか？	退院が延期になった時点でできる限り速やかに医療保護入院者退院支援委員会を開催されたい。
83	5	医療保護入院者退院支援委員会	対象者	4月1日以前の入院者に対しての退院支援委員会の開催は入院後1年未満の患者と理解してよいのか。	改正法施行前の医療保護入院者については、入院期間にかかわらず管理者が必要と認める場合に限り、委員会を開催できている。「医療保護入院者の退院促進に関する措置について」障発0124第2号及び平成26年3月20日Q&A問5-4を参照いただきたい。
84	5	医療保護入院者退院支援委員会	対象者	退院支援委員会において、医療保護入院者本人が出席を望まなかった場合は、結果通知のみで差支えないのか？また、開催通知、結果等のお知らせは、精神保健指定医、退院後生活環境相談員、その他職員(担当看護師等)の誰でも行う事は可能か？	医療保護入院者本人が出席を望まなかった場合の対応については、お見込みのとおり。また、開催通知、結果等のお知らせについては、主に退院後生活環境相談員が行うことを想定しているが、その他の職員でも差し支えない。
85	5	医療保護入院者退院支援委員会	対象者	退院支援委員会において、主治医は退院させたいが、(入院に同意した)家族が退院を強く拒否する場合、どちらの意見が優先されるのでしょうか？「家族が退院を強く拒否」というのは、入院継続の理由になるのでしょうか？	医療保護入院の必要性の判断は医療及び保護のため入院の必要があるかどうかの観点から行われるものであり、家族が退院を強く拒否することが入院を継続する理由にはならない。この場合、地域援助事業者との連携等福祉サービスとの連携を図っていただきたい。
86	5	医療保護入院者退院支援委員会	対象者	医療保護入院者退院支援委員会の開催要件の中に「在院期間1年未満」とあるが、在院期間は利用保護入院期間のことなのか、それとも他の入院形態の入院期間も含むのか？	医療保護入院に係るものである。
87	5	医療保護入院者退院支援委員会	対象者	医療保護入院退院支援委員会において、患者が重度の認知症など、委員会の理解が困難な場合でも推定される入院期間を経過する時点で開催が必要か？開催が必要である場合、その患者が委員会への参加希望、出席要請を行う等の判断は難しいと思うが本人に委ねてよいのか？	医療保護入院者退院支援委員会の開催についてはお見込みのとおり。また、委員会への参加希望等については、可能な限り本人から聴取されたい。
88	5	医療保護入院者退院支援委員会	対象者	重度の病状の線引きが分からない。患者への退院支援を同様の方法で行わなければならないのか。	平成26年3月20日Q&A問5-3を参照されたい。

89	5	医療保護入院者退院支援委員委員会	対象者	平成26年3月31日以前に医療保護入院した者については、病院の管理者が必要と認めた場合に限り、開催が可能との経過措置があるが、必要と認めない場合は、開催の義務はないのか？また、要否の判断基準はあるのか？	貴見のとおりである。（「医療保護入院者の退院促進に関する措置について」障発0124第2号及び平成26年3月20日Q&A問5-4を参照されたい。） また、要否の判断基準は特段お示ししていない。
90	5	医療保護入院者退院支援委員委員会	説明	「医療保護入院者退院支援委員会の結果のお知らせ」等本人への開示が必ず必要なのか？開示することによって本人の症状悪化の危険性もあるのでは？	平成26年3月20日Q&A問5-14を参照されたい。
91	5	医療保護入院者退院支援委員委員会	書類	「帳簿に綴る～」とは、「審議録」を綴るという意味か。何か別の書式で議事録のような文書を綴らなければならないのか。	医療保護入院者退院支援委員会の審議記録については、「医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（障発0124第2号）様式2を使用いただき、これを綴っていただきたい。
92	5	医療保護入院者退院支援委員委員会	出席者	退院支援委員会では委員長などを決める規定はあるのか？	特段の規定は設けていない。
93	5	医療保護入院者退院支援委員委員会	出席者	退院支援委員会は従前から行っている退院カンファレンスや関係者会議が、同趣旨であると理解しているが、そのような認識でよろしいか？	病院ごとに行われている会議であるため、一概には言えないが、概ねお見込みのとおり。
94	5	医療保護入院者退院支援委員委員会	出席者	当院の場合、毎月10～15名程度が対象となりますが、その形態はカンファレンスのような個別対応の委員会とすることを想定していますが、それでよろしいでしょうか？それとも委員会として10名程度の対象者をまとめて審議して委員長が代表して意見を述べる形態も可能でしょうか？主治医が多忙のため委員会に出席出来なくても院内の第3者委員会としての形態が望ましいと思いますがそれは難しいでしょうか？いずれにしても委員会の方法をもう少し具体的にお知らせください。	医療保護入院者退院支援委員会については、個別対応の委員会を想定している。また、主治医の出席についてはQ&A問5-12を参照されたい。なお、その他の具体的な開催方法については、「医療保護入院者の退院促進に関する措置について」障発0124第2号第4及び平成26年3月20日Q&A問5-1～14を参照されたい。
95	5	医療保護入院者退院支援委員委員会	記録	今回の改正で診療録への記載が新たに必要になったものはあるのか？（委員会の開催日時・入院期間など・・・）また、入院者退院支援委員会審議記録の保存は帳簿を作る必要があると記載があるが、診療録にコピーは綴る必要はあるか？	委員会の開催日時については診療録に記載されたい。また、審議記録のコピーの診療録への添付については、特段の規定を設けていない。
96	5	医療保護入院者退院支援委員委員会	記録	新規入院者で推定入院期間が6ヶ月の患者で6ヶ月経過時に委員会を開催し、入院の継続が明らかに必要な病状であると判断された場合、委員会審議記録の「推定される入院期間」「退院に向けた取組」結果のお知らせの4.「今後の推定される入院期間」5.「今後の退院に向けた取組」欄はどのように記載したらよいのか？また、この患者の定期病状報告書作成時には今後委員会での審議の対象としない具体的な理由を記載する必要があるのか、それとも委員会審議記録を添付すればよいのか？	委員会で「精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状」であることが確認された場合も、推定される入院期間については記載いただきたい。その際当該推定入院期間が1年以上となっても差し支えないが、審議記録にその理由を明記されたい。また、退院に向けた取組については、可能な範囲で記載することとし、退院に向けた取組を行うことができない場合はその理由を当該欄に記載することとされたい。 また、定期病状報告においても改めて、「精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状」と判断された理由を記載されたい。

97	5	医療保護入院者退院支援委員委員会	記録	退院支援委員会開催の通知や開催日の日付を診療録に記載することとなっているが、だれが記載するのか	医師や退院後生活環境相談員を想定している。
98	5	医療保護入院者退院支援委員委員会	開催時期	医療保護入院者退院支援委員会の開催時期は、推定される入院期間を経過する次期の前後概ね2週間とされているが、どのようにカウントするのか？例えば、月の中旬の入院者の場合、月をまたいでも良いのか？	貴見のとおりである。
99	5	医療保護入院者退院支援委員委員会	開催時期	支援委員会の開催時期に入院期間を経過する前後の概ね2週間以内とあるが、「概ね」とは、どの程度の意味を持つか？又定期病状報告の提出月は入院月より、12ヶ月とあるように月単位での解釈ではいけないのか？	委員会の開催時に関する「概ね」は、数日程度の幅を想定しているところである。
100	5	医療保護入院者退院支援委員委員会	開催時期	「法施行日以前に医療保護入院した者は、委員会を開催する必要はないが、病院の管理者が必要と認める場合には、任意で委員会を開催する事は差し支えない。特に平成26年4月1日時点で入院期間が1年未満の者については委員会を開催する方が望ましい」とあるが、入院診療計画書の入院予定日の期日に添って行うべきなのか？入院予定日の期日が4月までに過ぎていた場合、開催日はいつが良いか？	法施行以前の入院者に係る委員会の開催については、病院の管理者の任意としていることから、その開催時期についても特段の規定を設けていない。
101	5	医療保護入院者退院支援委員委員会	開催時期	入院から1年以上の医療保護入院者を委員会で審議する場合は、その審議のタイミングはいつが良い等あるか？（例えば定期病状報告の提出1ヶ月前）	法施行以前の入院者については特段の規定を設けていない。法施行後の入院者については、医療保護入院者退院支援委員会で設定された推定される入院期間の経過時に開催することとされたい。
102	5	医療保護入院者退院支援委員委員会	出席者	委員会の対象となる医療保護入院者が開催時期と同じくして病状不安定のため隔離あるいは拘束を要する状態であり、かつ委員会の開催を別添様式1を用いて本人に通知したところ、本人が参加を希望した場合は、本人が出席できる状態に病状が改善するまで委員会の開催を延期してよいのか？（重度認知症、重度精神遅滞の場合の対応についても）	平成26年3月20日Q&A問5-9を参照されたい。
103	5	医療保護入院者退院支援委員委員会	記録	審議結果に、「②病院の管理者（大学病院等においては、精神科診療部門の責任者）は、医療保護入院者退院支援委員会の審議状況を確認し、医療保護入院者退院支援委員会審議記録に署名する。また、審議状況に不十分な点がみられる場合には、適切な指導を行う。」とある。 Q1 この「病院の管理者」について「大学病院等においては、精神科診療部門の責任者」とあるが、例えば公立の総合病院精神科でも精神科診療部門の責任者としてよいのか？ Q2 署名ではなく記名押印でもよいのか？ Q3 医療保護入院の入院／退院届等に署名／記名押印する管理者も「精神科診療部門の責任者」とする必要があるのか？	Q1⇒貴見のとおりである。 Q2⇒差し支えない。詳しくはQ&A問5-10を参照されたい。 Q3⇒従前とおりに当該病院の管理者の署名及び記名押印をおこなうこととされたい。
104	6	精神医療審査会関係	精神医療審査会	入院及び退院時の家族間の意見相違によるトラブルとなった場合、第三者機関（県精神医療審査会の弁護士や精神保健当番弁護士等）の利用が可能か？	当該都道府県における判断によることとあり、都道府県にお問い合わせいただきたい。
105	7	その他	法の説明	患者向けの制度説明用リーフレット等の作成予定はありますか？	都道府県及び指定都市宛配布済みである。

106	7	その他	法の説明	現行法で医療保護入院をしている患者と家族等に対して、法改正の内容をどの程度まで、どの様な手段で周知すればよいのか？ポスター掲示や文書発行等の具体的な手段について示して欲しい。	都道府県及び指定都市宛配布済みである。
107	7	その他	法の説明	患者及び家族への精神保健福祉法改正内容の周知方法について、他機関・病院がどのように行っているのか？	個別には把握していない。近日中にリーフレット、ポスターを配布予定なので、ご活用いただきたい。
108	7	その他	任意入院	平成26年2月21日の説明会で配布された様式集の中に「任意入院患者の定期病状報告書」があるがこの取扱について教えていただきたい。	任意入院患者の定期病状報告書については、法第38条の2第3項に基づく条例の定めがある場合に当該条例に従い提出いただくものである。
109	7	その他	任意入院	任意入院の定期病状報告書は毎年提出するのか。それとも任意入院継続の時点でよいのか。	任意入院患者の定期病状報告書については、法第38条の2第3項に基づく条例の定めがある場合に当該条例に従い提出いただくものである。
110	7	その他	任意入院	任意入院継続同意書の手続きは今後も必要か？手続きの変更はないのか？	これまでの取り扱いと変更はない。なお、詳細な手続きについては各都道府県で定めている場合があるので、各都道府県に確認されたい。
111	7	その他	任意入院	今後任意入院者も定期病状報告書の提出が求められるのか？期間は？(1年に1回？3年に1回？)	任意入院患者の定期病状報告書については、法第38条の2第3項に基づく条例の定めがある場合に当該条例に従い提出いただくものである。
112	7	その他	入院診療計画	「任意入院や措置入院から医療保護入院に切り替わった場合、家族等の内のいずれかの者の同意や入院診療計画書の作成が必要」とあるが、医療保護入院から任意入院へ切り替わる場合、新たに入院診療計画の作成は必要か？	平成26年3月20日発Q&A問2-14を参照されたい。
113	7	その他	入院診療計画	総合病院においては、主病名が精神疾患以外の患者が精神疾患により精神病棟に入院しているケースが多く、入院診療計画書の主病名が身体疾患となってしまうが差し支えないか？また、この場合の予定入院期間を未定とせざるを得ないケースも出てくるが、どのように取り扱うのか？	差し支えない。 また、推定される入院期間は具体的に記載することとされたい。
114	7	その他	入院診療計画	手術等で一時的に病棟や他の病院に転出し、再入院した場合、新たに入院届けは作成するが、入院診療計画書も再度作り直す必要はあるか？何日以内であれば当初の入院時のものでも代用可能か？	当該再入院が医療保護入院である場合には、入院届の届出が必要である。入院診療計画書の取扱いについては、医療法及び診療報酬上の取扱いに従われたい。
115	7	その他	入院診療計画	医療保護入院の推定入院期間は、病院を退院するまでの入院期間であり医療保護入院の終了する期間ではないと考えてよいのか？	「医療保護入院による推定される入院期間」の欄は、他の入院形態による入院期間をふくまず、医療保護入院による入院期間のみによる推定される入院期間を指すこととしている。
116	7	その他	入院診療計画	入院形態を措置→医保、任意→医保等に切り替える度に入院診療計画書の作成が必要になるが、医保→任意に切り替える時は作成しなくて良いか？	医療法及び診療報酬上の取扱いに従われたい。

117	7	その他	入院診療計画	任意入院や措置入院から医療保護入院へ切り替わった場合、精神保健指定医の判定と家族等のうちのいずれかの同意が必要であるとともに、入院診療計画書の作成も必要となっているのが切り替わった際の入院診療計画を本人・家族へ、7日以内に説明することは勿論のこと、7日以内に入院診療計画書を本人・家族へ提出すべきなのか？また、急った場合に入院基本料又は特定入院料が算定できないのか？	平成26年3月20日 発Q&A問2-14を参照されたい。その他については、医療法及び診療報酬上の取扱いに従われたい。
118	7	その他	入院診療計画	入院診療計画書について、計画書に本人もしくは家族の署名は必要か？また、入院届に添付する入院診療計画書はコピーでいいのか？	署名については医療法及び診療報酬上の取扱いに従われたい。また、入院届に添付する入院診療計画書は写しで差し支えない。
119	7	その他	入院診療計画	入院届けに添付する入院診療計画書の定型用紙があるのか？または現在各病院で資料している書式でよいのか？	「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知)」(平成26年3月5日保医発0305第1号厚生労働省保健局医療課長・厚生労働省保険局歯科医療管理官通知)別添6の別紙2の3及び「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)」(平成26年3月5日保医発0305第3号厚生労働省保健局医療課長・厚生労働省保険局歯科医療管理官通知)別紙様式4の2を参照されたい。
120	7	その他	入院診療計画	4.改正に伴い入院治療計画書に必ず記載が必要な項目がありますか。	退院後生活環境相談員と推定される入院期間は必ず記載されたい。その他の欄の記載については、医療法及び診療報酬上の取扱いに従われたい。
121	7	その他	入院診療計画	入院診療計画書の手術の項目は削除しても良いのか？また総合的な機能評価とはどのようなものを指しているのか？評価しなかった場合は記載する必要がないのか？	医療法及び診療報酬上の取扱いに従われたい。
122	7	その他	入院診療計画	入院診療計画書について、精神療養病棟への入院の場合で、75歳以上の患者は様式が違う。この方々も医療保護入院になることがあるが、どの入院診療計画書を使えば良いのでしょうか？	「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知)」(平成26年3月5日保医発0305第1号厚生労働省保健局医療課長・厚生労働省保険局歯科医療管理官通知)別添6の別紙2の2を使用することとし、適宜の欄に医療保護入院による推定される入院期間及び退院後生活環境相談員名を記載されたい。
123	7	その他	入院診療計画	医療保護入院者の入院届について入院診療計画書の添付が義務付けられたが計画書は今回改正で追加された項目の記載があれば独自の様式でよいのか？	差し支えないと考えるが、詳しくは医療法及び診療報酬上の取扱いに従われたい。
124	7	その他	その他	法律等の施行に伴うQ&Aにおいて「望ましい」や「尊重し」などの抽象的な表記が多くみられるが、これは病院管理者若しくは精神保健指定医の裁量によると理解してよいか？	貴見のとおりである。
125	7	その他	その他	診療録に記載～とは、医師の診療録を指すのか？	貴見のとおりである。

126	7	その他	その他	法施行日以前に任意入院から医療保護入院へ形態変更となった場合の平成26年4月1日時点での在院期間の考え方は医療保護入院に変更となった日からのカウントになるのか？	貴見のとおりである。
127	7	その他	その他	特定相談支援事業の必要とされる資格や人員が設けられていますか？	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)第3条に基づき、「特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を置かなければならない」としている。 また当該規定による相談支援専門員については、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示227号)に規定されているためご確認いただきたい。
128	7	その他	書類	入院届の「入院形態」の記載について。市町村長同意の場合は33-3と記載するのか。	貴見のとおりである。
129	7	その他	書類	今まで使用していた同意書は4月1日以降も使用可能か？それとも厚労省から送付された書式に変更しなければならないのか？	当方から示したものは同意に当たって確認が必要な内容を示しているものであり、お示している内容が確認できる様式であれば、それ以外の様式を使用しても差し支えない。
130	7	その他	書類	医療保護入院者が死亡退院した場合、退院届に死亡届を添付しておりましたが、今回、死亡届の様式が発表されていません。変更はありますか？	死亡届は戸籍法に基づく届出であり、精神保健福祉法の改正に当たってはお示していない。
131	7	その他	応急入院	応急入院で対応するケースがいくつかあるが、応急入院指定を受けてない病院は地域格差がある。応急入院で対応するケースが出た場合は、応急入院指定病院を紹介し、受診不可として対応するということか？	応急入院の具体的な運用に関しては各都道府県の担当者と相談いただきたい。